

君津市卓越技能者表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、卓越した技能を有する者（以下「卓越技能者」という。）を表彰することにより、広く一般に技能尊重を浸透させ、技能者の地位及び技能水準の向上を図り、もって本市の産業の発展に寄与することを目的とする。

(表彰の方法)

第2条 表彰は、毎年1回、表彰状及び記念品を授与し、その功績をたたえることにより行う。

(表彰者及び被表彰者)

第3条 市長は、次に掲げる要件を備えた者について表彰を行うものとする。ただし、国又は県により卓越した技能者（千葉県伝統的工芸品の指定を含む）として表彰を受けた者については、除くものとする。

- (1) 市内に居住し、又は市内において就業している者であること。
- (2) 熟練した技能を持つ者のうち、特定の技能について極めて優れており、かつ、他の技能者の模範になると認められる者であること。
- (3) 技能を通して、後進技能者等の育成又は技能者の福祉及び産業の発展に寄与した者であること。
- (4) 表彰に係る職業に、概ね10年以上の経験を有し、かつ、現に当該職業に従事している者であること。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、表彰を行うことができる。

(推薦)

第4条 卓越技能者の候補者を推薦しようとする者（以下「推薦者」という。）は、君津市卓越技能者表彰候補者推薦書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(選考)

第5条 市長は、前項の規定による推薦書の提出があったときは、君津市卓越技能者表彰選考委員会に対し、表彰する者を選考させるものとする。

2 君津市卓越技能者表彰選考委員会は、前項の規定により選考したときは、その結果を市長に報告するものとする。

(選考委員会)

第6条 市長は、被表彰者の選考を行うため、君津市卓越技能者表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

- 2 選考委員会は、委員 6 人以内をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 7 条 選考委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。
- 4 副委員長は、選考委員会の同意を得て、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第 8 条 選考委員会は、必要に応じて市長が招集する。

- 2 選考委員会の議長は、委員長が行う。
- 3 選考委員会は、過半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 選考は委員の協議により行う。
- 5 選考委員会は、被表彰者の選考にあたって必要と認めたときは、関係団体等より参考意見を求めることができる。

(庶務)

第 9 条 選考委員会の庶務は、経済部経済振興課において処理する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。